

## Topics | トピックス

- ◆ 第14回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 第4回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ◆ 2030年代前半に平均世帯人員は2人未満に～「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2024年推計」～
- ◆ 厚生労働省が「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル
- ◆ 2024年2月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.1%

### ◆ 第14回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、4月16日に第14回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「2024年財政検証について」、「財政検証の経済前提について（報告）」、「社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について（報告）」が議事とされた。

#### 【2024年財政検証の基本的枠組み】

2024年財政検証の基本的枠組みとして、社会・経済等の諸前提が示された（表1）

#### <表1> 2024年財政検証のための社会・経済等の諸前提

社会・経済等の諸前提	内容
人口の前提	● 「日本の将来推計人口」（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所） → 将来の死亡、出生を【低位・中位・高位】を前提条件に設定。
労働力の前提	● 「労働力需給推計」（2024年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構） → 【成長実現・労働参加進展シナリオ、成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ、1人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ】を想定。
経済の前提	● 経済・金融の外部専門家で構成する社会保障審議会年金部会のもとに設置した「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で前提条件を設定。 ● 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（2024年1月22日）や経済財政諮問会議で内閣府から示された2060年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算（2024年4月2日）を参考。 → 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした幅広い複数ケースを想定し、【①成長実現ケース、②長期安定ケース、③現状投影ケース、④1人当たりゼロ成長ケース】を前提条件に設定。  < 「年金財政における経済前提に関する専門委員会」が検討を行った項目 > ・ 財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方 ・ これまでの財政検証の経済前提 ・ 長期の経済前提に用いる経済モデルの建て方 ・ 長期の実質賃金上昇率及び実質運用利回りの設定 ・ 経済モデルにおけるシナリオの設定等 ・ 足元の経済前提の設定 ・ 経済変動を仮定するケースの設定等 ・ 具体的な経済前提の設定

## 【オプション試算の内容（案）】

それぞれの場合について試算を行うことが提案された。

### ●被用者保険のさらなる適用拡大を実施した場合の試算

- ・被用者保険の適用対象となる、短時間労働者の企業規模要件や個人事業所における非適用業種の適用範囲を見直した場合
- ・賃金要件や労働時間要件等についても見直しを加え、一定程度働く被用者を全て被用者保険の適用対象とした場合

### ●基礎年金の拠出期間延長・給付増額を実施した場合の試算

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

### ●マクロ経済スライドの調整期間の一致を実施した場合の試算

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

### ●在職老齢年金制度を見直した場合の試算

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）の見直しを行った場合

### ●標準報酬月額の上限を見直した場合の試算

厚生年金の標準報酬月額の上限（現行65万円）の見直しを行った場合

### ●マクロ経済スライドをフル発動した場合の試算

マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組み（名目下限措置の撤廃）とした場合

## ◆第4回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催

厚生労働省は4月15日、第4回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会を開催した。「関係団体からのヒアリング（3回目）」が議事とされ、「短時間労働者に対する今後の社会保険適用」に関して、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、一般社団法人全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国農業会議所、全国水産加工業協同組合連合会の6団体にヒアリングが実施された。具体的な意見は次のとおり。

その結果、どの関係団体からも、慎重な議論を求める意見が出された。

- ・外食産業は小規模・個人での営業形態が圧倒的に多く、「企業規模要件の撤廃」「個人事業所の非適用事業種の解消」については、その影響を考慮し慎重に議論すべきである。
- ・フランチャイズ加盟店全体では大規模加盟店より小規模加盟店の数が圧倒的に多い。今後さらに適用拡大が進むのであれば、小規模店への影響を考慮し、段階的な措置を講じていただきたい。
- ・小規模事業、零細事業では事業主負担の増加でさらなる債務超過に陥るなど、厳しい経営を強いられる事業者が増加する。人手不足のなか、さらなる適用拡大を行えば、労働者、事業者双方の負担が増え、労働者はより労働条件のよい事業所に流出し、経営基盤の脆弱な事業所は人手不足が加速して経営の維持が難しくなる。
- ・個人経営の農業は現在、非適用業種だが、適用拡大が進めば地域・品目によっては影響が出るのが想定される。また、農業は季節により賃金変動することもあり、社会保険の事務負担が大きく経営を圧迫することになる。
- ・配偶者や家族の扶養から外れたくないという労働者が多く、第3号被保険者が個人で保険料を支払わなくても年金を受給できるという現在の制度下では適用拡大は受け入れがたいのではないかと。被用者保険に加入することに確実なメリットが伝わらない限り、理解は得られない。

など

## ◆2030年代前半に平均世帯人員は2人未満に ～「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2024年推計」～

国立社会保障・人口問題研究所は4月12日、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2024年推計」を公表した。この推計は5年ごとに実施され、世帯の家族類型別（「単独」「夫婦のみ」「夫婦と子」「ひとり親と子」「その他」の5類型）にみた将来の世帯数が求められる。2024年推計は2020年の国勢調査を基に、2020～2050年の30年間について将来推計が行われた。

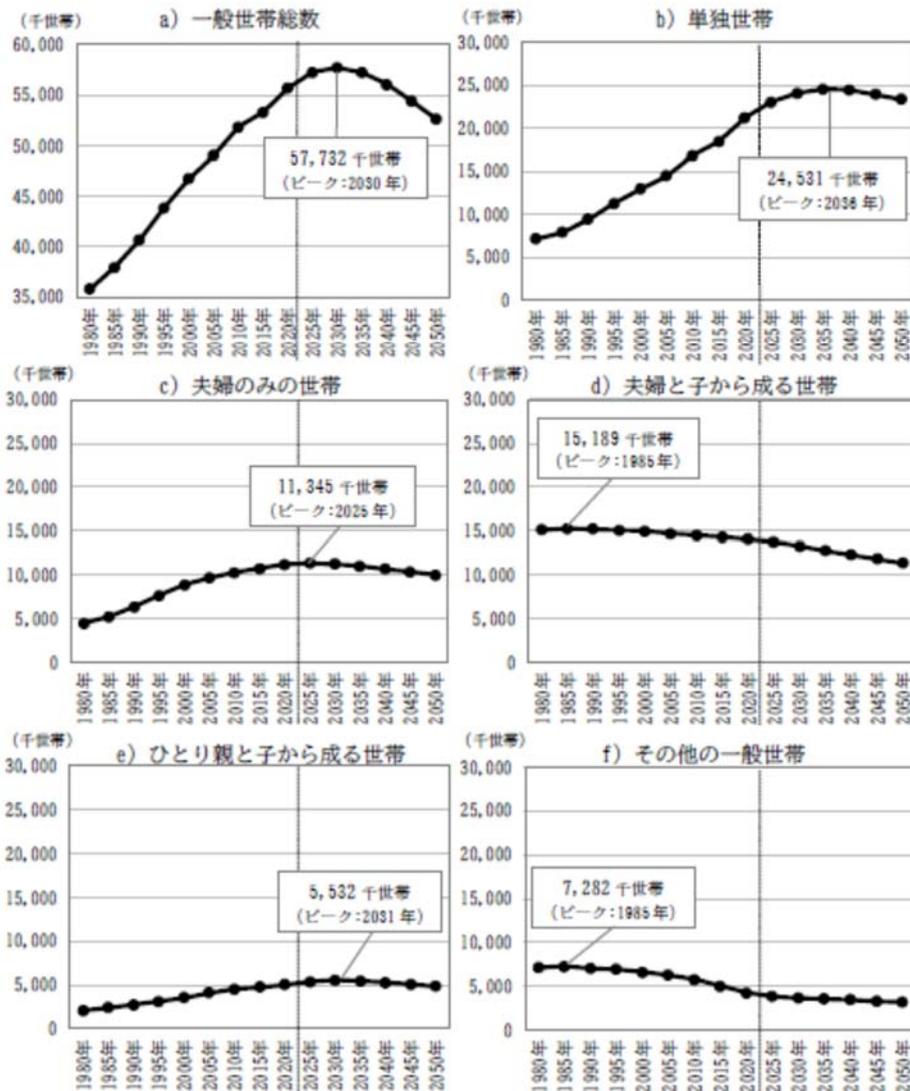
推計によると、世帯総数は2020年の5,570万世帯から増加し、2030年の5,773万世帯でピークを迎えることとなる。その後は減少に転じ、2050年には2020年より310万世帯少ない5,261万世帯となる。

平均世帯人員数は2020年の2.21人から減少し続け、2047年に1.92人に達した後は横ばいで推移する。

家族類型の変化をみると、2020年時点で最も多いのは「単独世帯」（38.0％）で、以下、「夫婦と子から成る世帯」（25.2％）、「夫婦のみの世帯」（20.1％）、「ひとり親と子から成る世帯」（9.0％）、「その他の一般世帯」（7.7％）の順になっている、2050年もこの順位は変わらないが、「単独世帯」の割合は6.3ポイント増の44.3％を占めるようになる（図1）。

世帯主が65歳以上の高齢者世帯（以下、高齢者世帯）の変化をみると、2020年の2,097万世帯に対し、2045年の2,431万世帯でピークを迎え、2050年には2020年より307万世帯多い2,404万世帯になる。2050年の高齢者世帯のうち、「単独世帯」は45.1％を占め、「夫婦のみの世帯」が26.5％を占める。性別に「高齢単独世帯」をみると、男性が世帯主である高齢者世帯に占める単独世帯の割合は29.0％、女性は74.5％と女性のほうが圧倒的に高い割合を占める。高齢者単独世帯に占める未婚の割合は、男性で59.7％、女性で30.2％となっており、近親者のいない高齢単独世帯が急増すると想定される。

<図1> 家族類型別にみる世帯数の変化



## ◆厚生労働省が「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル

厚生労働省は「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアルし、4月24日に公開した。被用者保険の適用拡大についてわかりやすく実践的なコンテンツとなっており、厚生労働省では社会保険へのさらなる理解を求めている。

(社会保険適用拡大特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>)

### 【リニューアルで追加されたコンテンツ】

- 人事・労務管理者向け「社会保険適用拡大のこんなとき! どうする? 手引き」(図2)
- 従業員向けチラシ
  - ・「社会保険加入のメリット」
  - ・「社会保険加入を考える3ステップ」
  - ・「社会保険加入に関するQA集」
- 社会保険適用拡大に関する解説動画 (ショート動画、5分動画)

<図2> 「社会保険適用拡大のこんなとき！ どうする？ 手引き」

**人事・労務管理者向け**

**社会保険適用拡大のこんなとき！ どうする？ 手引き**

5分で分かる！ 手引きの使い方を動画はこちら ▶

こんなとき！	どうする？
<ul style="list-style-type: none"> <li>適用拡大により社会保険に加入することになる事業所や従業員を知りたい</li> </ul>	<b>P 2</b> 1-1 社会保険適用拡大の対象について
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員説明を計画するにあたってポイントを知りたい</li> </ul>	<b>P 4</b> 1-2 社内周知までの流れ
<ul style="list-style-type: none"> <li>経営層への説明にあたってポイントを知りたい</li> </ul>	<b>P 5</b> 1-3 経営層や幹部への説明のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>現場責任者への説明にあたってポイントを知りたい</li> </ul>	<b>P 8</b> 1-4 現場責任者への説明のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員への説明内容のポイントを知りたい <small>説明内容</small></li> </ul>	<b>P 10</b> 2-1 従業員への説明内容のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員への説明方法のポイントを知りたい <small>説明方法</small></li> </ul>	<b>P 14</b> 2-2 従業員説明の実施のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>どんな場面でどのツール(チラシ、パンフレット、特設サイト、動画)が使えるか知りたい</li> </ul>	<b>P 16</b> 3 チラシ・パンフレット一覧

1

◆ 2024年2月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.1%

厚生労働省は4月26日、2024年2月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年2月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.7ポイント増の82.1%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は781万月で、納付月数は641万月。

【2022年2月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.9ポイント増の83.4%であった。納付対象月数は768万月で、納付月数は640万月。

【2023年2月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.4%であった。納付対象月数は763万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.6%となった。